

サンシャインバスターミナル利用規程

1978（昭和 53）年 4 月制定

2013（平成 25）年 7 月改訂

2020（令和 2）年 4 月改定

2022（令和 4）年 4 月改定

1.（営業時間）

サンシャインバスターミナル（以下、「当バスターミナル」という。）の営業時間は 5 時 00 分から 25 時 00 分までとします。但し、当社または当社の指定する会社は管理運営上必要があると認められる場合、営業時間を延長又は短縮することができます。

2.（利用者の遵守義務）

当バスターミナル内においては次の事項を遵守してください。

- （イ）所定位置以外の場所から乗降車しないこと。
- （ロ）車路もしくは停留所、又は立入禁止の表示がある場所に立ち入らないこと。
- （ハ）喫煙及び火気の使用を行わないこと。
- （ニ）他の利用者に危険を及ぼす恐れのある物品、又は他の利用者の迷惑となる恐れのある物品を持ち込まないこと。
- （ホ）他の利用者に対し、危険を及ぼす行為、或いは迷惑となる恐れのある行為をしないこと。
- （ヘ）当バスターミナル内整理のための場内放送、その他係員の指示に従うこと。
- （ト）寄付金、署名の募集、勧誘行為等をしないこと。
- （チ）物品の販売及び配布等をしないこと。
- （リ）集会、演説、争議行為、トレーディング行為、広告、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- （ヌ）公序良俗に反する行為を行わないこと。
- （ル）車輛の円滑な運行等を妨げる様な行為を行わないこと。

3.（入場の拒否等）

次の場合には、当バスターミナル内への入場をお断りし、又は当バスターミナル外への退去を求めることができます。

- （イ）当バスターミナルの閉鎖時間中。
- （ロ）第 2 条に規定する事項を遵守せず、且つ係員の制止に従わないとき。
- （ハ）法令の規定に反する行為を行い、かつ係員の制止に従わないとき。
- （ニ）天災、その他やむを得ない事由により、利用者に使用上の支障があるとき。

4.（損害賠償）

利用者の故意もしくは過失により直接・間接を問わず損害を受けたときは、損害の賠償を求めることがあります。

- 2. 他の利用者並びに当バスターミナルに生じた損害に対し、当該利用者において全ての責任を負っていただきます。

5.（損害賠償責任の排除）

当社または当社指定の会社は、利用者がこの利用規程又はその他法令に定める事項に違反した行為による事故に対しては、一切その責を負いません。

6.（その他）

当社は、随時この利用規程を変更することができるものとします。

以 上